令和4年度 札幌市立前田北中学校 部活動に係る活動方針

1 部活動の意義

学校教育の一環として行われる部活動は、子どもたちが目標に向かって熱心に活動することを通して 生涯にわたって文化・スポーツに親しむ能力や態度を育み、知力・体力の向上や健康増進につながる。ま た、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ることで自主性や協調性、社会性を伸長させ、自己肯 定感を高める機会となる。

2 開設する部活動

- *運動系
- ・バドミントン (男女) ・バスケットボール (男女)
- *文化系
- ・吹奏楽(男女)・美術(男女)

3 運営のための体制整備

- ア 校長は、生徒数や教職員の数、外部顧問(部活動指導員)の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生 徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部 を設置する。
- イ 部活動顧問は、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)並びに毎月の活動計画(休養日及び活動開始時間・終了時間、活動場所等)を作成し、校長に提出する。また、活動計画等について保護者への周知を図る。
- ウ 部活動顧問は、毎月の活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を校長に報告する。
- エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、生徒及び部活動顧問の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導を行う。

4 指導・運営にあたっての留意点

・安全への配慮

- ア 校長及び部活動顧問は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理(障がい・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。また、活動における事故等の発生時の対応手順について、確認する。
- イ 部活動顧問は、専門的知見を有する各教科担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態及び活動における安全の確保等に関する正しい知識を得た上で指導を行う
- ウ 校長は、熱中症事故の防止の観点から、これまでの札幌市の通知や熱中症予防運動指針(日本体育協会)及び気象庁の高温注意情報等を参考に、高温や多湿時において、部活動(大会、練習試合等も含め)が予定されている場合については、活動の配慮、延期や中止等の対応をするよう、部活動顧問等に指導を徹底する。

エ 部活動顧問は、生徒が活動前、活動中、終了後にこまめに水分や塩分を補給し、休憩を取るとともに、 生徒の健康観察を行うなど、健康管理を徹底する。また、万一熱中症が疑われた場合には、保護者との 連携を図りつつ、体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底する。

バランスのとれた活動

- ア 部活動顧問は、部活動には様々な競技力や技術力をもった生徒が集まり、多様な技能レベルや多様な ニーズがあることを理解した上で、部活動に参加するどの生徒にも、持続可能な活動となるように配慮 した部活動運営を心掛ける。
- イ 運動部活動指導者は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に 取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障がい・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・ 運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じて スポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバー ンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏 まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、限られた時間の中で効果 的な指導を行う工夫をする。
- ウ 文化部活動指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが 必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解するとともに、生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文 化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンア ウトすることなく、技能等の向上や大会等での好成績などそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特 性等を踏また合理的でかつ効果的・効率的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取り つつ、限られた時間の中で効果的な指導を行う工夫をする。

5 部活動活動基準

- 1 少なくとも月に1回は、学校として平日にすべての部活動の休養日を設定する。
- 2 毎週、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)のいずれかを休養日とする。
- 3 少なくとも週に1日は、平日に休養日を設定する。
- 4 通常の活動時間は、長くとも平日2時間程度とする。
- 5 土日、祝日、長期休業期間中の活動時間は、長くとも3時間程度とする。
- 6 長期休業期間中の休養日の設定は学期間中に準じた取扱いとし、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間 (オフシーズン)を設ける。
- 7 週末に大会参加等で休養日を設定せずに活動した場合には、休養日を他の日に振り替える。
- ※ 過重な活動とならないよう留意すること。